

表7 廃棄物の越境移動に関するEU規制

<p>規制の名称</p>	<p>欧州共同体内での、共同体への、及び、共同体からの廃棄物の輸送の監督及び規制に関する理事会規則 (No.259/93)</p>	<p>(参考) 有害廃棄物の越境輸送の欧州共同体内における監督及び規制に関する指令 (84/631/EEC)</p>
<p>構成国間の廃棄物の輸送に関する規制内容</p>	<p>【構成国間の廃棄物の輸送は、Title に規定されている。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通告者 (廃棄物の輸送を検討している者) の、目的地の権限ある関係機関への事前の通告義務が定められている。 ・ 目的地及び発送地の権限ある機関が、輸送を許可した時のみ、廃棄物の輸送が認められる。 ・ 適用される通告手続きに関しては、輸送される廃棄物が、処分にあてられるものか、リカバリーにあてられるものか、廃棄物の種類、その輸送の目的地によって定められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統一の貨物受取証を利用した義務的な事前通告制度の採用により、有害廃棄物の越境輸送を監督・規制する。 ・ 通告は貨物受取証により行われる。貨物受取証は有毒及び危険廃棄物に関する理事会指令 98/319/EEC に基づき設置される専門委員会が作成する。 ・ 越境輸送は、目的地である構成国の権限機関によって通告の受領が承認されるまでは行われない。
<p>構成国とEU域外諸国間の輸送に関する規制内容</p>	<p>【構成国間からEU域外の国への輸出はTitle に規定されている。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU域外の国への廃棄物の輸出を原則として禁止する (加盟国内およびEU域内処分原則)。ただし処分目的の廃棄物の輸送に関しては、バーゼル条約の当事国であるEFTA加盟国への輸送を除く。しかしEFTA加盟国が当該廃棄物の輸入を禁止している場合には輸出が認められない。 ・ 輸出が認められる際も、事前通告手続きを必要とし、目的地の国の同意、発送地の権限ある機関の同意なしには輸送できない。 <p>【EU域外からEU域内への廃棄物の輸入はTitle に規定されている】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU域外からEU域内への廃棄物の輸入に関しては原則として禁止。ただしバーゼル条約の当事国からの輸入を除く。バーゼル条約の当事国でない国からの輸入は、当該国と共同体との特別な協定を条件に行われる。 ・ 輸入が認められる際も、事前通告手続きを必要とし、目的地の権限ある機関の同意なしには輸入できない。 <p>【EU域外の国からEU域外の国への一時的通過に関しては、Title に規定されている。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU域外での処分又はリカバリーのための廃棄物の輸送、もしくはそのための一時的通過に関しては、事前通告と、関係する権限機関からの同意が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統一の貨物受取証を利用した義務的な事前通告制度の採用により、有害廃棄物の越境輸送を監督・規制する。 ・ 通告は貨物受取証により行われる。貨物受取証は有毒及び危険廃棄物に関する理事会指令 98/319/EEC に基づき設置される専門委員会が作成する。 ・ EU域外での処分のための廃棄物の輸送、もしくはそのための一時的通過に関しては、最後に廃棄物が通過する構成国の権限機関によって通告の受領が承認されるまでは行われない。
<p>対象となる廃棄物</p>	<p>廃棄物全般 (定義はEU廃棄物枠組指令の付属書I) 指令(84/631/EEC)よりも広い範囲の廃棄物を対象にしている。</p>	<p>有害廃棄物 (有毒及び危険廃棄物指令(78/319/EEC第1条(b))及びPCB(指令75/403/EEC第1条(a)))</p>

(注) 理事会規則 No.259/93 は、欧州共同体のバーゼル条約への署名 (1989年) OECD 理事会決定の共同体による承認、ACP 諸国への有害廃棄物の輸送を禁止する第4次ロメ協定の実施などを受けて、指令 (84/631/EEC) にとって代わったものである。